

令和3年11月2日

市民文教委員会

市民協働・地域政策課

行政連絡文書配布・回覧について

1 背景

- ・広報はままつ等の行政連絡文書については、市と自治会との委託契約により、自治会には加入・未加入を問わず全世帯への配布をお願いしている。
- ・こうした中、広報はままつに関しては、ホームページやアプリ等の活用によりデジタル閲覧が出来るようになっており、市民が情報を取得する手段は多様化しているため、紙の広報物を全世帯に届けなければならない状況ではなくなっている。
- ・北九州市、岡山市などにおいては、広報物を全戸配布しておらず、自治会加入世帯へは自治会を通して配布し、未加入世帯に対しては公共施設等へ配架する対応を取っている。
- ・自治会からは、未加入世帯に対して自治会加入を促すきっかけにしたいとの声をいただいている。

2 今後の方針

- ・令和4年度から先行政令市にならない、公共施設等へ配架する方式を試行的に実施する。
- ・自治会加入世帯に対しては引き続き委託契約に基づき、自治会が配布をする（加入世帯については、これまでと変わらない）。
- ・今回の試行については、別紙の行政連絡文書について担当課と調整を行い、概ね問題がないことを確認した。

3 スケジュール

令和3年 8月18日	市自治会連合会総務部会にて説明（市民協働・地域政策課）
11月 2日	市民文教委員会への説明（市民協働・地域政策課）
11月19日	市自治会連合会理事会にて説明（市民協働・地域政策課）
12月 3日	総務委員会で令和4年度に向けた債務負担行為設定 （広聴広報課・議会事務局）

令和4年 5月 試行実施

※ 試行の状況を踏まえ、アプリ等の更なる活用・周知によりデジタル化を進めていく。